

法律診断



社会保険労務士 行政書士 牟田美智代事務所

両罰規定 廃棄物処理法第32条

従業員が犯してしまった違法行為 会社にも責任が
その従業員と共に会社も罰せられ欠格要件に、結果許可の取消しになる

従業員が許可のない品目を引き受けてしまって、持ち込み先に困り不法投棄してしまった！なんて恐ろしいことは考えたくもありませんが、まったく可能性がないことではありません。

この場合、従業員個人の刑罰は、「5年以下の懲役または1000万円以下の罰金」が科せられますが、廃棄物処理法には「両罰規定」があり、事業活動に関して従業員が廃棄物処理法違反をした場合、その違反をした従業員のみならず、その人を雇用していた法人又は使用者にも不法投棄の責任があると認定された場合、法人には最悪の場合3億円の罰金という非常に重い処罰が予定されています。

両罰規定の対象となる違反行為

両罰規定の対象となる行為はたくさんありますが、雇用していた法人又は使用者に対し、「3億円以下の罰金」が科せられる原因となる違反行為は、「廃棄物処理業の無許可営業」「廃棄物の無確認輸出」「不法投棄」「不法焼却」などです。

特に、「廃棄物の無確認輸出」「不法投棄」「不法焼却」の3つの場合は、「未遂」であっても、「既遂」の場合と同様、法人に対し「3億円以下の罰金」が科せられる可能性があります。

判例によると法人又は使用者の過失を推定したものとされており、事業主には無過失の挙証責任が問

われます。従業員が勝手に不法投棄をし、事業主がまったく関与していないと主張しても、法人又は使用者には選任・監督の責任があり、まったく過失がないということが認められることは極めて難しいのではないのでしょうか。

両罰規定に基づき、法人として廃棄物処理法上の罰金刑に処せられてしまうと、それが欠格要件に該当してしまい、すべての廃棄物処理法に係る許可が取消されてしまいます。

また、マニフェストに関する違反も両罰規定の処罰対象になっています。排出事業者でも対象となり、罰金が科せられる場合があります。

ひとりの従業員の「まあいいか」が、会社全体に大きな損害を与える危険性を十分認識し、適正な社内教育の実施が大切です。

※無過失の挙証責任とは

法人または使用者側に全く過失が無かった（従業員が不法行為を行ったことに対して、会社側としてなんら責任を負うような事実はない）ということ、確実な証拠で合理的な疑いを入れない程度にまで挙証する責任があるということです。